

# 特別グラウンドルール

## 1 北朝霞公園野球場

- (1) 1・3塁側ベンチ前等、また、ライト側にあるトイレ内及びその裏側は白線で境界を表示いたします。境界から出たときは、エンタイトル2とします。
- (2) 打球が外野フェンス沿いにある樹木の枝に当たって（直接・バウンド）グラウンド内に落ちた場合はフリー扱いとします。ただし、樹木に打球が当たらなければ本塁打かエンタイトル2かどうか不明の場合には、審判員が判断いたします。

## 2 荒川運動場（秋ヶ瀬県職グラウンド）

- (1) 1・3塁側のグラウンド境界線は、溝の内側とします。
- (2) 野手に触れるか触れないかに関わらず、打球がフェア地域に落ちた後、1・3塁側の溝に入るか越えた場合は、打球の飛距離とは関係なく、すべてエンタイトル2とします。
- (3) 外野手を超える打球について守備側チームの選手以外の者が拾い、野手に手渡した場合は、その行為を確認した時点で「ボールデッド」とし、審判員が集まり手渡した時点における打者走者の位置を確認した結果により、打者走者がどの塁まで進めるかの判断をします。  
なお、審判員により打者走者の位置の確認が取れない場合は、主審が控え審判員に確認をします。
- (4) レフト側及びライト側の後方にある溝に入る打球は、「1・3塁側の溝」ではないので、フリー扱いとします。

## 3 青葉台公園芝生広場

- (1) 1・3塁側ベンチ前等の境界は、白線で表示するとともに内側ネット及びその延長線とします。この境界線から出たときは、エンタイトル2とします。
- (2) 投手がプレートを外して投げた牽制球が1・3塁境界線を出たときは、エンタイトル1とします。
- (3) グラウンド内にある樹木又は枝等にボールが当たった場合は、審判員が判断いたします。

★いずれの球場ともベンチのラインの中に入って捕球したとき及びグラウンド境界線とするラインより外に出て捕球した場合は、すべてファールボールとします。（ラインの中・外の基準は、ラインを踏んでいれば超えたとは認めない。）  
その他、ルールが不明の場合には、審判員が判断します。また、他市の球場を利用した場合は、その都度説明いたします。